

広島県告示第千八十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和七年十二月二十五日

広島県知事 横 田 美 香

所在地	広島県広島市安佐北区あさひが丘一丁目地内		
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
あさひが丘 一六九（五 七二五―一 ）	土砂災害 の発生原 因となる 自然現象 の種類	区域の名称	区域の名称
	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	あさひが丘 一六九（五 七二五―一 ） 急傾斜地の 崩壊 次の図のとおり
区域の名称		区域の名称	区域の名称
土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	区域の表示及び法規 定する土砂災害に 係る区域等におけ る土砂災害防止策 の推進に関する法 律（平成十三年第 三十九号）で定め る事項

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。